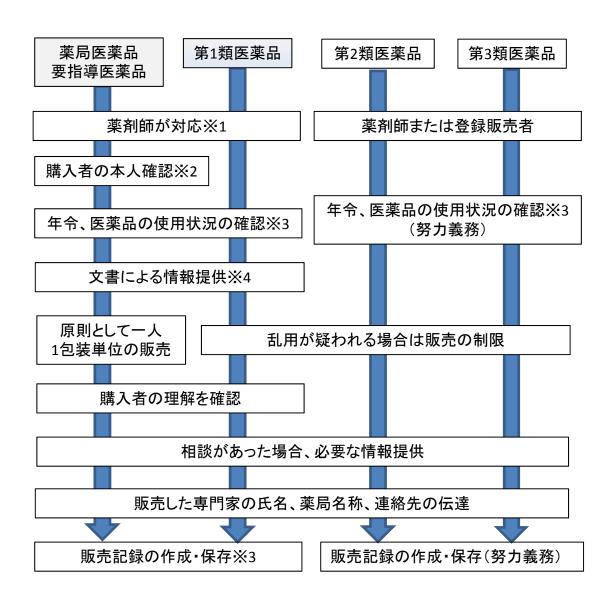
医薬品区分に応じたフローチャート

2014.6.12



- ※1 要指導医薬品は薬剤師が「対面」販売
- ※2 例外は大規模災害時など
- ※3 安心チェックシートの利用もご検討ください
- ※4 第1類で情報提供が不要の申し出があった場合でも薬剤師の判断で必要時は行う 文書に代えてタブレット端末等などを利用しても可

